

各種サービス減算一覧

(減算の要件等については、国が定める基準をご確認ください【厚生労働省法令等データベースサービス：<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>】)
 (国の報酬改定等に伴い、表記が最新でない場合がございますことをご了承ください)

居宅サービス		
サービス名	減算及び減額項目	減算及び減額割合
訪問介護	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※
訪問入浴介護	介護職員3人が行った場合	95/100
	清拭又は部分浴を実施した場合	90/100
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※
訪問看護	准看護師が行った場合	90/100
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業所の准看護師が、訪問看護を行った場合	98/100
	主治の医師の特別な指示があった場合	当該指示の日数に応じて、1日につき97単位
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて行った場合	1回につき90/100
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※
訪問リハビリテーション	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき50単位
居宅療養管理指導	-	-
通所介護	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合	1日につき94単位
	送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位
通所リハビリテーション	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算 (令和3年3月31日までに改正前の生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している利用者のみ)	減算対象月から1日につき6月以内85/100
	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき94単位
	送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位

居宅介護支援事業所	運営基準減算	50/100(2月以上継続している場合は算定しない)
	特定事業所集中減算	1月につき200単位
福祉用具貸与	-	-
特定福祉用具販売	-	-
短期入所生活介護	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	長期利用者に対する減算	1日につき30単位
短期入所療養介護	夜勤体制による減算	97/100、25単位※
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	90/100、70/100※
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	診療所設備基準減算	1日につき60単位、25単位※
	病院療養病床療養環境減算	1日につき25単位
	医師の配置	1日につき12単位
	療養環境減算(Ⅰ)(Ⅱ)	1日につき25単位
特定施設入居者生活介護	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
介護予防サービス		
サービス名	減算及び減額項目	減算及び減額割合
介護予防訪問入浴介護	介護職員2人が行った場合	95/100
	清拭又は部分浴を実施した場合	90/100
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	90/100、85/100※
介護予防訪問看護	准看護師が行った場合	90/100
	利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えた場合	1回につき5単位
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて行った場合	1回につき50/100
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※

介護予防訪問リハビリテーション	利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えた場合	1回につき5単位
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき50単位
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1回につき90/100、85/100※
介護予防居宅療養管理指導	-	-
介護予防通所リハビリテーション	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1：20単位 要支援2：40単位
	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（令和3年3月31日までに改正前の生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している利用者のみ）	減算対象月から1月につき6月以内85/100
事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1：1月につき376単位 要支援2：1月につき752単位	
介護予防福祉用具貸与	-	-
特定介護予防福祉用具販売	-	-
介護予防短期入所生活介護	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
介護予防短期入所療養介護	夜勤体制による減算	97/100、25単位※
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	90/100、70/100※
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	病院療養病床療養環境減算	1日につき25単位
	医師の配置	1日につき12単位
	診療所設備基準減算	1日につき60単位、25単位※
	療養環境減算（Ⅰ）（Ⅱ）	1日につき25単位
介護予防特定施設入居者生活介護	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数

地域密着型サービス		
サービス名	減算及び減額項目	減算及び減額割合
地域密着型通所介護	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合	1日につき94単位
	送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位
認知症対応型通所介護	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合	1日につき94単位
	送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位
介護予防認知症対応型通所介護	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	1日につき94単位
	送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位
地域密着型特定施設入居者生活介護	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	安全管理体制未実施減算	1日につき5単位
	栄養管理に係る減算（令和6年3月31日までは適用しない）	1日につき14単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	准看護師が行った場合	98/100
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して行った場合	通所介護等を利用した日数に1日当たり次に掲げる単位数（62単位、111単位、184単位、233単位、281単位、91単位、141単位、216単位、266単位、322単位）を乗じて得た単位数※
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1月につき600単位、900単位※

夜間対応型訪問介護	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	90/100、85/100※
小規模多機能型居宅介護	登録者数が登録定員を超える場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	サービス提供が過少である場合	70/100
介護予防小規模多機能型居宅介護	登録者数が登録定員を超える場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	サービス提供が過少である場合	70/100
認知症対応型共同生活介護	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	1日につき50単位
介護予防認知症対応型共同生活介護	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	1日につき50単位
看護小規模多機能型居宅介護	登録者数が登録定員を超える場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	サービス提供が過少である場合	70/100
	サテライト体制未整備減算	97/100
	訪問看護体制減算	1月につき925単位、1850単位、2914単位※
	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護を行う場合	1月につき925単位、1850単位、2914単位※
	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護を行う場合	1日につき30単位、60単位、95単位※

施設サービス		
サービス名	減算及び減額項目	減算及び減額割合
介護老人福祉施設	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	安全管理体制未実施減算	1日につき5単位
	栄養管理に係る減算（令和6年3月31日までは適用しない）	1日につき14単位
介護老人保健施設	夜勤体制による減算	97/100
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	安全管理体制未実施減算	1日につき5単位
	栄養管理に係る減算（令和6年3月31日までは適用しない）	1日につき14単位
介護療養型医療施設	夜勤体制による減算	25単位
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	90/100、70/100※
	一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合	95/100
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	病院療養病床療養環境減算	1日につき25単位
	医師の配置	1日につき12単位
	診療所療養病床設備基準減算	1日につき60単位
	移行計画未提出減算	1日につき所定単位数の10/100に相当する単位数
	安全管理体制未実施減算	1日につき5単位
	栄養管理に係る減算（令和6年3月31日までは適用しない）	1日につき14単位

介護医療院	夜勤体制による減算	25単位
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	90/100、70/100※
	ユニットにおける職員に係る減算	1日につき97/100
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10/100に相当する単位数
	療養環境減算（Ⅰ）（Ⅱ）	1日につき25単位
	安全管理体制未実施減算	1日につき5単位
	栄養管理に係る減算（令和6年3月31日までは適用しない）	1日につき14単位
総合事業		
サービス名	減算及び減額項目	減算及び減額割合
通所型サービス	事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に介護予防通所介護相当サービスを行う場合	要支援1：1回につき376単位 要支援2：1回につき752単位
	定員超過利用に該当する場合	70/100
	人員基準欠如に該当する場合	70/100
訪問型サービス	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	90/100

※については、要件等により減算の割合が変わります